

長崎県原油価格高騰対策本部設置要綱

(目的)

第1条 原油価格の高騰は、農林水産業、運輸業、窯業、中小企業等の経営を大きく圧迫するとともに、県民生活全般にわたり深刻な影響を及ぼしていることから、関係部局が連携して適切な対策を推進するため、長崎県原油価格高騰対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 対策本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 原油価格高騰対策の推進に関すること
- (2) 国等に対する原油価格高騰施策の要望に関すること
- (3) その他原油価格高騰対策について必要な事項に関すること

(構成員)

第3条 対策本部は、別表1に掲げる職員をもって構成する。

(本部長及び副本部長)

第4条 対策本部に本部長を置く。

- 2 本部長は知事をもって充てる。
- 3 本部長は、会務を統括し、対策本部の議長となる。
- 4 本部長を補佐するため、副本部長を置く。
- 5 副本部長は副知事（県民生活環境部担当）をもって充て、本部長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 対策本部の会議は本部長が必要に応じて招集する。

- 2 対策本部の会議は、必要に応じ構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(幹事会)

第6条 対策本部には、幹事会を設置する。

- 2 幹事会には幹事長及び副幹事長を設置する。
- 3 幹事長は、必要に応じ幹事会を招集し、会務を統括する。
- 4 副幹事長は、幹事長に事故あるときはその職務を代理する。
- 5 幹事会は別表2に掲げる職員をもって充てる。
- 6 幹事会は、必要に応じて幹事会構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第7条 対策本部の事務局を県民生活環境部県民生活環境課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、対策本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

- この要綱は、平成20年7月14日から施行する。
- この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成26年6月1日から施行する。
- この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

本部長	知事
副本部長	副知事（県民生活環境部担当）
構成員	危機管理監 企画部長 総務部長 地域振興部長 文化観光国際部長 県民生活環境部長 福祉保健部長 こども政策局長 産業労働部長 水産部長 農林部長 土木部長 交通局長 教育長

別表2（第6条関係）

幹事長	県民生活環境部長
副幹事長	県民生活環境課長
構成員	危機管理課長 政策調整課長 総務文書課長 地域づくり推進課長 文化振興・世界遺産課長 福祉保健課長 こども未来課長 産業政策課長 漁政課長 農政課長 監理課長 交通局管理部長 教育庁総務課長

